

写

2消安第2427号

令和2年9月1日

都道府県知事 殿

農林水産事務次官

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
関係事務に係る処理基準について」の一部改正について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の一部、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）の一部及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和2年農林水産省令第57号）が令和2年9月1日に施行されることに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月9日付け12畜A第1074号農林水産事務次官依命通知）が別紙新旧対照表のように改正されたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確認  
農林水産事務次官依命通知)の一部改正新規則照表

(平成12年6月9日付)12畜A第1074号

(下線部分は改正部分)

第2項、第43条の12第2項及び第4項、第43条の13、第74条第1項基づきする。又は届出を受理したときは、速やかに農林水産大臣に送付する。

4・5 (略)

第2 (略)

### 第3 立入検査に関する処理基準

1・2 (略)

3 動物用医薬品又は動物用再生医療等製品の輸入に伴う立入検査  
(法第65条の5において認可する場合を含む。以下3に  
おいて同じ。)の規定に関する事務官は、  
法第56条の2第1項の規定に違反して動物用医薬品又は動物用再生  
医療等製品の輸入が行われた又はその疑いがあると情報がある場合  
に行なうものとする。この場合において、立入検査その他の必要な対  
策を講ずることとする。

1・2 (略)

(新設)

### 第3 立入検査に関する処理基準

4・5 (略)

第2 (略)

及び第4項、第43条の6第1項、第43条の11第2項、第43条の13、第74条第1項並びに第43条の13、第43条の3第1項の規定に基づき、申請又は届出を受理したときは、速やかに農林水産大臣に送付する。

4 動物用医薬品又は動物用再生医療等製品の製造に伴う立入検査  
(法第69条第5項の規定に基づき、法第83条の2  
の規定に適合する立入検査の実施に該する。)の規定に該する場合は、  
関係機関への通報その他の必要な対策を講ずることとする。

5 動物用医薬品又は動物用再生医療等製品の製造に伴う立入検査  
(法第69条第5項の規定に基づき、法第83条の3  
の規定に適合する立入検査の実施に該する。)の規定に該する場合は、  
関係機関への通報その他の必要な対策を講ずることとする。

3 動物用医薬品又は動物用再生医療等製品の製造又は輸入に伴う立入検査  
(法第69条第4項の規定に基づき、法第83条の2  
の規定に適合する立入検査の実施に該する。)の規定に該する場合は、  
関係機関への通報その他の必要な対策を講ずることとする。

4 使用の規制等に関する立入検査  
(法第69条第4項の規定に基づき、法第83条の3  
の規定に適合する立入検査の実施に該する。)の規定に該する場合は、  
関係機関への通報その他の必要な対策を講ずることとする。

5 使用の規制等に関する立入検査  
(法第69条第5項の規定に基づき、法第83条の3  
の規定に適合する立入検査の実施に該する。)の規定に該する場合は、  
関係機関への通報その他の必要な対策を講ずることとする。

物で人の健康を損なうおそれがあるものが生産されたこと等の情報  
を入手した場合に、原則として、次に掲げる事項又は書類検査の結果  
をとることにより行うものとする。この場合において、この2項の規定に違反する法第83条の4第3項の規定に違反する他の通報その他の必要な対策を講じる。

(1) ~ (5) (略)

6 その他の立入検査  
都道府県知る規定期場合に定められたる場合は、法第69条第1項に定められたる場合は、法第69条第5項の規定に基づいて、立入検査員に立入監視を行わせる法第83条の3第3項の規定に違反する法第83条の4第2項の規定に違反する他の通報その他の必要な対策を講じることとする。

物で人の健康を損なうおそれがあるものが生産されたこと等の情報  
を入手した場合に、原則として、次に掲げる事項又は書類検査の結果  
をとることにより行うものとする。この場合において、この2項の規定に違反する法第83条の4第3項の規定に違反する他の通報その他の必要な対策を講じる。

(1) ~ (5) (略)

5 その他の立入検査  
都道府県知る規定期場合に定められたる場合は、法第69条第1項に定められたる場合は、法第69条第4項の規定に基づいて、立入検査員に立入監視を行わせる法第83条の3第3項の規定に違反する法第83条の4第2項の規定に違反する他の通報その他の必要な対策を講じることとする。

